平成２６年（フ）第９５号
静岡県伊東市和田２丁目１番８号
債務者　河島紀美恵
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　　登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
宮崎市祇園４丁目78番地２　祇園ハイツ101号
債務者　橋本　秀子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２０号
北海道滝川市緑町６丁目３番７号　レオパレスフレンドリー208号室
債務者　澤村　哲也
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
北海道砂川市吉野３条南３丁目２番３―23号
債務者　小笠原直美
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
岩手県岩手郡雫石町千刈田15番地２、旧住所埼玉県戸田市下前１丁目11番20―1344号
債務者　晴山　裕剛
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４２号
新潟県新発田市月岡温泉384番地
債務者　長谷川巧太
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１１３号
愛知県一宮市冨田字南新田1390番地　冨田団地６棟301号
債務者　後藤　秀二
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１７号
愛知県稲沢市島町北浦105番地
債務者　藤村　敬子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１２３号
愛知県江南市藤ケ丘２丁目１番地１　江南団地23棟103号
債務者　伊藤　栄二
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２２号
兵庫県加東市北野236番地１　ＪＡハーモニーハイツＢ―103号
債務者　阿江　光子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第５３号
山口県山陽小野田市緑が丘６番４号
債務者　花岡佐和子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第６０号
山口県山陽小野田市大字小野田7534番地７シーサイドハウスウエスト108号
債務者　岩渕　良次
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第４５号
長崎県大村市池田１丁目740番地１　ロイヤルガーデン永田Ｂ101号、前住所三重県四日市市城北町５番９号
債務者　皆ヶ瀬美由紀
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第４号
新潟県佐渡市上新穂460番地
債務者　猪坂　　宗
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第６号
新潟県佐渡市東大通2222番地３
債務者　伊藤　吉記
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第１２号
長崎県雲仙市吾妻町馬場名836番地２
債務者　上村佳寿美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
北海道苫小牧市日新町４丁目２番２―102号
債務者　神例　偉登
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部